

境港市体育施設指定管理者募集要項

境港市（以下「市」という。）では、次の６施設の管理運営について、利用者サービスの向上及び効率化を図るため、平成１８年度から指定管理者制度を導入していますが、現在の指定期間が平成３０年３月で終了するため、境港市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成１７年境港市条例第７号）第３条の規定に基づき、これらの施設の管理運営を一括して行う法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）を募集します。

第１．対象施設

１ 施設の名称・所在地及び設備等

(1) 境港市民体育館・境港第２市民体育館

	境 港 市 民 体 育 館	境 港 第 ２ 市 民 体 育 館
所 在 地	境港市中野町 1900 番地	境港市中野町 2035 番地
敷地面積	15,379.91 ㎡	4,237.47 ㎡
構造・規模	鉄骨・鉄筋コンクリート造 一部２階建 大体育室 1,710.00 ㎡ 観覧席 560.49 ㎡ 小体育室 432.00 ㎡ 武道場 432.00 ㎡ 更衣室・シャワー室 95.40 ㎡ 会議室 78.18 ㎡ 器具庫 189.24 ㎡ 事務室 67.20 ㎡	鉄骨・鉄筋コンクリート造 平屋建 体育室 1,288.00 ㎡ 男・女更衣室 27.87 ㎡ 器具庫 48.10 ㎡
供用開始	昭和 55 年 10 月	昭和 58 年 4 月
休 館 日	毎週水曜日 及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）	
開館時間	午前 9 時 から 午後 10 時 まで	
備 考	※上記のほか、境港市民体育館には境港市弓道場（木造平屋建 115 ㎡、平成 6 年 1 月供用開始）が併設されており、当施設は、境港市弓道協会が清掃、鍵の管理を行い、光熱水費についても負担している。また、施設北側の芝生はターゲットバードゴルフ場（愛称：ビーバーターゲットバードゴルフ場）として市民の利用に供しているが、ネーミングライツを導入しており、現在、環境緑地（株）が命名権を有している。 ※休館日及び開館時間は、指定管理者が必要と認める場合は教育委員会の承認を得て変更することができる。（以下の施設も同様とする。）	

(2) 境港市民テニス場中央コート

所 在 地	境港市中野町 2035 番地
休 場 日	年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）
開場時間	午前 9 時 から 午後 10 時 まで
構造・規模	オムニコート 6 面（4,460.00 m ² ）
供用開始	平成 元年 10 月

(3) 境港市民スポーツ広場

所 在 地	境港市夕日ヶ丘 1 丁目 4133 番地 9
休 場 日	年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）
開場時間	午前 9 時 から 午後 10 時 まで
敷地面積	45,106.00 m ²
構造・規模	27,496.00 m ² ※南半面：芝生 北半面：芝生化作業中（H29 年度中に作業完了予定）
供用開始	平成 13 年 4 月

(4) 境港市営竜ヶ山球場

所 在 地	境港市渡町 96 番地
休 場 日	年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）
開場時間	午前 9 時 から 午後 10 時 まで
敷地面積	53,927.69 m ²
構造・規模	両翼 92m 管理棟 213.18 m ² スタンド 200.00 m ² 夜間照明施設 4 基
供用開始	昭和 45 年 9 月

(5) 境港市営竜ヶ山陸上競技場

所 在 地	境港市三軒屋町 4043 番地 2
休 場 日	年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）
開場時間	午前 9 時 から 午後 10 時 まで
敷地面積	39,598.00 m ² （運動面積 19,260 m ² ）
構造・規模	第 4 種公認 トラック：グリーンサンド 400m × 8 コース 準全天候型 フィールド：張芝、一部タータン 器具庫（CB 造） 90.00 m ² 便所 43.42 m ² 夜間照明施設 2 基
供用開始	昭和 60 年 3 月

第2 管理運営の条件

1 管理運営の基本方針

- (1) 施設利用者の安全確保を第一とする。
- (2) 公の施設であることを念頭において、公平な管理運営を行い、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしない。
- (3) 利用者にとって快適な施設であることに努める。
- (4) 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていく。
- (5) 個人情報の保護を徹底し、施設に関する情報は積極的に公開する。
- (6) 施設の効率的・弾力的運営を行い、市民サービスの向上に努める。
- (7) 境港市教育委員会（以下「教育委員会」という。）と密接に連携を図る。
- (8) 関係団体との連携を図る。

2 法令等の遵守

施設の管理運営にあたっては、次の各号に掲げる法令等を遵守しなければならない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 各施設の設置管理条例（別紙参照）
- (3) 境港市公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成17年条例第7号）
- (4) 境港市個人情報保護条例（平成11年境港市条例第13号）
- (5) 境港市情報公開条例（平成11年境港市条例第12号）
- (6) その他管理運営に適用される法令

3 指定予定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで（5年間）

※現行の条例では指定期間の上限を3年と定めているが、平成30年4月1日付で条例を改正し、5年に延長する予定である。

4 指定管理者が行う業務

(1) 施設使用の許可等

各施設の設置管理条例の定めるところにより、施設の使用許可・不許可または取り消しを行うとともに、利用料金の決定および徴収を行う。

(2) 利用料金の減免

条例等に規定する減免対象者が利用する場合には、利用料金を減額または免除する。

(3) 施設設備の維持管理

ア 施設設備の保守点検、環境整備、修繕、警備等

指定管理者は、上記業務を日常または定期的を行うことにより、施設を常に最良の状態に維持するよう努めること。（業務の基準については、別紙4を参照のこと。）

イ 飲料用自動販売機の設置および管理

飲料用自動販売機の設置および管理は指定管理者が行う。

ウ 備品の管理

市は、指定管理者に対し、施設に備え付けられた備品を無償で貸与し、指定管理者は、これらの備品につき適切な管理に努めること。

(4) 苦情への対応

施設の利用等について、利用者、住民等から苦情があった場合は、適切な対応を行うとともに、その内容を速やかに教育委員会へ報告する。

(5) 事故等緊急時の対応

ア 利用者・来館者の安全確保、誘導、避難、必要な通報など、事故等緊急時の対応計画を作成する。

イ 利用者・来館者の急な病気・けが等に対応できるよう、近隣の医療機関等と連携を図る。

ウ 施設内において事故等が発生したときは、教育委員会に報告し、教育委員会の指示を受け必要な措置を講ずる。ただし、緊急を要する場合又は軽微な事故等の場合は、指定管理者において必要な措置を講じた上で、教育委員会に報告する。

エ 災害等非常時の対応

地震・台風・津波・その他の災害が発生し、施設を地域住民の避難場所・救援物資の保管場所等として、使用する必要があると市が判断したときは協力する。

(6) 事業計画書及び報告書の提出

ア 事業計画書の提出

毎年度末までに翌年度の管理運営に関する事業計画書を作成し、市へ提出する。

イ 月報の提出

毎月、以下の内容について報告書（月報）を作成し、翌月１０日までに市へ提出する。

（ア）利用者数、利用料金及び減免の実績

（イ）その他必要な事項

ウ 事業報告書の提出

毎年度終了後２０日以内に、以下の内容について事業報告書を作成し提出する。なお、必要に応じ、以下の内容以外のことについて、報告を求めることがある。

（ア）管理運営の体制

（イ）管理業務の実施状況

（ウ）利用者数の実績

（エ）利用料金の収入状況

（オ）管理経費の支出状況

(7) 証憑書類の保存

収入支出に係る帳簿を作成するとともに、証憑書類を整理し、５年間保存する。

5 管理運営体制

(1) 職員の配置基準

ア 管理運営を効率的に行うため、適正な人数の職員を配置する。

イ 管理運営に係る職員（臨時職員を含む）の勤務条件については、労働基準法、労働安全衛生法、その他労働関係法令を遵守し、職員に対して、施設の管理運営に必要な研修を実施する。

- ウ 管理施設全体の責任者として、体育施設長を置く。
- エ 施設別の責任者として、市民体育館長（以下、「館長」という。）と副館長を置く。
館長は、境港市民体育館、境港第2市民体育館、境港市民テニス場中央コート、境港市民スポーツ広場、境港市営竜ヶ山球場、境港市営竜ヶ山陸上競技場の各責任者を兼ねる。副館長は、館長を補佐し、館長に事故があるとき又は欠けたときは、館長の職務を代行する。
- オ 受付業務には、常時1名以上配置する。
- カ 法令上必要な資格を有する者を配置する。
- キ 指定管理者の業務の執行及び財産の状況の監査を職務とする理事（相当する職を含む。）以外の役員の職にある2人以上の者に、次に掲げる職務を行わせる。
 - （ア）指定管理者が行う公の施設の管理に係る当該指定管理者の財産及び業務の執行に係る状況を監査すること。
 - （イ）指定管理者が行う公の施設の管理に係る当該指定管理者の財産の状況又は業務の執行について、法令、定款若しくは寄附行為（これらに相当するものを含む）に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、指定管理者の総会及び市長等へ報告すること。
 - （ウ）（イ）の報告をするために必要があると認めるときは、指定管理者の総会等の招集を請求し、又はこれを招集すること。

6 管理運営に要する経費

指定管理者は、施設運営に必要な経費を利用料金、自主事業等の収入のほか、市が支払う指定管理料によって賄う。

(1) 利用料金の決定

施設の利用料金は指定管理者の収入とする。利用料金は、条例に定める額の範囲内において指定管理者が設定できるが、設定にあたっては市の承認を得なければならない。

(2) 利用料金の減免

指定管理者は、各施設の設置管理条例で定めるところにより、利用料金を減額または免除することができる。なお、免除または減額した利用料金の額に相当する額を、市が指定管理料として別途交付することはない。

(3) 指定管理料の算定

指定管理料の額は、申請団体から提案のあった額をもとに算定し、支払時期などとあわせて協定書に定める。

(4) 指定管理料の精算

指定管理料に過不足が生じても、法令改正や災害等、特別の事情がない限り精算は行わない。

(5) 施設内に設置している自動販売機の売り上げ手数料は、指定管理者の収入とする。

(6) 施設及び備品の修繕

施設及び備品の修繕に要する経費は、原則として指定管理者の負担とするが、1件につき50万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては、市と協議を行う。

(7) 経理方法

指定管理者は、指定管理業務に係る経費とその他の業務に係る経費を区分し、当該経費及び収入については、専用の口座で管理すること。

第3 公募及び申請

1 公募の日程

内 容	期 日
募集要項の配布及び申請受付	平成29年9月1日（金） ～10月13日（金）
指定管理者候補者選定委員会	平成29年11月上旬
選定結果の通知	平成29年11月中旬
市議会による指定議決・議決結果の通知	平成29年12月中（予定）
指定管理者の指定	平成29年12月中（予定）
指定管理者との協議	平成30年1月～2月
協定書の締結	平成30年3月
指定管理者の管理運営の開始	平成30年4月1日

2 募集及び申請手続

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間

平成29年9月1日（金）から平成29年10月13日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

イ 配布場所

境港市教育委員会事務局生涯学習課で配布するほか、市ホームページに掲載する。

(2) 申請者の資格等

指定管理者に申請することができる者は、以下の条件を全て満たす者とする。

ア 会社、NPO法人、団体または複数の団体で構成されたグループであること（法人格は問わない。個人は不可）。

イ 鳥取県内または中海圏域（松江市・安来市）に本社（本所）があるもののほか、NPO法人、団体にあつては住所があるもの。

ウ 団体または代表者が、次に該当しないこと。

- ・法律行為を行う能力を有しない者
- ・破産者で復権を得ない者
- ・地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ・地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあり、その処分の日から2年を経過しない者
- ・境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- ・禁固以上の刑の執行を終わってから、または執行を受けることがなくなってから2年を経過していない者
- ・市町村民税を滞納している者
- ・宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とす

- る団体
エ 施設の運営に必要な免許を有すること。

(3) 申請書類

- ア 指定申請書（様式第 1 号）
- イ 事業計画書（様式第 2 号）
- ウ 収支予算書（様式第 3 号）
- エ 役員等名簿（様式第 4 号）
- オ （グループで申請する場合のみ）グループ構成団体一覧表（様式第 6 号）
- カ 添付書類
 - （ア）定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則等）
 - （イ）過去 3 事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれに準ずる会計書類
 - （ウ）団体の概要を記載した書類
 - （エ）境港市税に関する納税証明書（前年度分）（ただし、申請時点で境港市内に営業所等を置かない団体については、申請者所在地の市町村民税に関する納税証明書）

(4) 提出部数

正本 1 部及び副本 7 部（副本は複写可）

(5) 提出場所（問い合わせ先）

住 所 〒684-8501 境港市上道町 3 0 0 0
境港市教育委員会事務局生涯学習課
電 話 0 8 5 9 - 4 7 - 1 0 9 2（直通）
F A X 0 8 5 9 - 4 7 - 1 1 0 9
E-mail syougaigakusyu@city.sakaiminato.lg.jp

(6) 提出方法

持参による提出とし、郵送、ファクシミリまたはメール等による提出は認めない。

(7) 提出期限

平成 2 9 年 1 0 月 1 3 日（金）午後 5 時 1 5 分

(8) 申請にあたっての注意事項

- ア 提出された書類は返却しない。
- イ 必要に応じ、追加資料の提出を求めることがある。
- ウ 申請にあたって質問がある場合は、質問書（様式第 7 号）に質問事項を記入の上、ファクシミリまたはメールで提出すること。
- エ 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。
- オ 次のいずれかに該当するときは、失格とする。
 - （ア）申請書類に虚偽の記載があったとき。
 - （イ）提出期限までに必要な書類がそろわなかったとき。
 - （ウ）その他不正な行為があったとき。
- カ 複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同で申請する場合は、次に掲げる事項に留意すること。
 - （ア）グループの構成団体を特定し、グループの名称及びグループ内で代表となる法人等を定めること。

(イ) 単独で申請した団体は、グループの構成団体として申請することができない。
(ウ) 複数のグループにおいて、同時に構成団体になることはできない。

(エ) 申請にあたって新たな団体を設立する場合は、境港市議会における指定管理者の指定の議決（平成29年12月予定）までに、新たな団体の概要が分かる資料（法人にあつては、登記事項証明書、法人でない場合は規約等）を提出すること。

キ 境港市民体育館条例（昭和55年境港市条例第21号）、境港市民テニスコート条例（昭和56年境港市条例第25号）、境港市民スポーツ広場条例（昭和54年境港市条例第23号）、境港市公園条例（昭和40年境港市条例第15号）、境港市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年境港市条例第7号）、境港市個人情報保護条例（平成11年境港市条例第13号）及び境港市情報公開条例（平成11年境港市条例第12号）のほか関係法令を承知の上で申請すること。

第4 指定管理者候補者の選定

1 選定方法

指定管理者の選定にあたっては、外部の有識者を含む境港市指定管理者候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、別紙5に定める基準に基づき、提出された申請書類及び申請団体によるプレゼンテーションの内容を審査し、最も評点の高い団体を指定管理者候補者に選定する。

2 選定結果の通知及び公表

選定結果は、申請書類を提出した者に対して速やかに通知する。また、指定管理者候補者を選定した後に、市ホームページへの掲載等により公表する。

第5 指定管理者の指定及び協定の締結

1 指定管理者の指定

委員会において指定管理者候補者として選定された法人等を市は指定管理者の候補者として平成29年12月境港市議会へ上程し、議決が得られた後に市長が指定管理者として指定する。

2 協定の締結

市と指定管理者は、境港市体育施設の管理に関する協定を締結するが、協定を締結する相手方は、申請者と同一の団体に限るものとする。

3 留意事項

(1) 業務の継続が困難になった場合における措置

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、市は指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合には、市は指定管理者の指定を取り消すことができる。

イ 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく

管理の継続が困難と認められる場合には、市は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

ウ アまたはイにより指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、境港市に生じた損害を賠償しなければならない。

エ 不可抗力その他市又は指定管理者の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難になった場合には、市と指定管理者は、事業継続の可否について協議する。

(2) 指定管理者の履行責任

ア 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに市に報告しなければならない。

イ 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに市に報告しなければならない。

ウ 指定管理者は、施設賠償に関する保険に加入しなければならない。

エ 前記に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、協定で定めることとする。

(3) 業務の再委託

指定管理者は、業務の全部を第三者に一括して委託してはならない。ただし、清掃や警備等、個別の業務については第三者に委託することができる。

【添付資料】

- ・ 施設の平面図
- ・ 施設の利用状況（別紙 1）
- ・ 収支決算書（別紙 2）
- ・ 各種点検・維持管理業務基準書（別紙 3）
- ・ 指定管理者候補者選定基準（別紙 4）
- ・ 責任分担表（別紙 5）
- ・ 各施設の設置管理条例（境港市民体育館条例・境港市民テニスコート条例・境港市民スポーツ広場条例・境港市公園条例）
- ・ 指定申請書（様式第 1 号）
- ・ 収支予算書（様式第 2 号）
- ・ 事業計画書（様式第 3 号）
- ・ 役員等名簿（様式第 4 号）
- ・ グループ構成団体一覧表（様式第 5 号）
- ・ 質問書（様式第 6 号）